

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 12



仮代表役員・仮責任役員②

仮代表役員

仮代表役員は、代表役員と法人との利害が相反する場合に、代表役員に代わって宗教法人の代表行為を行う者のことです(宗教法人法第21条1項)。

<仮代表役員と宗教法人との関係>

仮代表役員は宗教法人の機関であり、代表役員の代理人ではありません。仮代表役員と宗教法人との法律上の関係は、宗教法人の他の機関と同じく委任に類似した契約関係です。

この法律関係は仮代表役員に就任することによって発生します。仮代表役員の宗教法人に対する責任は、委任に準じるもので、代表役員と全く同じです。また、宗教法人の代表者として第三者に対する不法行為責任を負う場合もありますから注意が必要です(宗教法人法第11条)。

<職務の限定>

仮代表役員の職務は、代表役員と宗教法人との利益相反事項に限定されています(宗教法人法第21条3項)。そして、その事項についての処理が終われば任務は終了し、そこで退任することになります。つまり仮代表役員は、宗教法人の一時的・臨時的な機関ということです。

また、代表役員の代務者が選ばれている場合にも、代表役員代務者と宗教法人との利害が相反するときには仮代表役員を置く必要があります。

<利益相反事項>

①形式的利益相反事項

例えば、宗教法人所有の財産を代表役員が個人の立場で購入したり、逆に代表役員個人が所有する財産を宗教法人に対して有償で譲渡する場合があります。そのほかには、代表役員が宗教法人から金銭の貸付けを受けること、代表役員個人の借金のために宗教法人が財産を担保に提供すること、代表役員個人の事業に宗教法人の財産を無償で利用することなどがあげられます。また、法人が解散する場合、残余財産を解散当時の代表役員に帰属させることは、利益相反事項に当たります。浄土真宗系の寺院の多くはこのようになっています。

②実質的利益相反事項

例えば、宗教法人の責任が認められると代表役員個人が責任を免れたり、逆に宗教法人が責任を免れれば代表役員が責任を負ったりする場合があります。

また、代表役員個人にお金を貸した相手が代表役員個人ではお金を約束通り返してもらえそうもないと考えて、連帯保証人である宗教法人を相手取って訴訟を起こした場合、その代表役員が当該宗教法人を代表して応訴することはできません。この場合には仮代表役員を選任しなければなりません(宗教法人令第21条1項前段の場合について、昭和29・8・2洲本簡裁判決、『下級裁判所裁判例集』5・8・1215)。

③利益相反事項に当たらない場合

a 贈与

代表役員が自分で所有している不動産を宗教法人に贈与するような場合は、宗教法人に不利益を及ぼすおそれはありませんから利益相反行為に当たりません。

b 合併

ところで宗教法人の合併のとき、それぞれの宗教法人の代表役員が同一人である場合にその合併すること自体が利益相反事項になるかどうかという問題があります。合併行為は、利害の一致する共同行為に当たると考えられるため、利益相反事項とはならないという取り扱いになっています。

<職務権限>

仮代表役員の職務権限は、代表役員と宗教法人との利益相反事項に限られます。そしてこの事項に関する限り、法人を代表し事務を処理する権限をもちます(宗教法人法第21条3項)。

<資格・任期>

仮代表役員の資格とその選任の方法は、各法人の自主性にまかせられており、規則で定められます(宗教法人法第12条1項5号)。

仮代表役員になることのできない欠格事由は、代表役員の場合と同じです(宗教法人法第22条)。

選任の方法は、特定の地位にある人を充てる場合、代表役員ではない責任役員以外の機関が選ぶ場合等があります。

各宗教法人は任意にその方法を規定できますが、代表役員と関係の深い親族や縁故者等を選ぶことはその趣旨からいって避けるべきでしょう。

<退任>

仮代表役員の任務は、利益相反事項が処理されれば終了し、そこで退任することになります。

このように仮代表役員は一時的・臨時的な機関ですから、登記の必要はありません(昭和30・9・9、民事甲1924)。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩